

# 「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査」について

令和5年10月 東京都教育庁指導部

## 都における問題行動等調査の目的

児童・生徒の問題行動等について、都内全公立学校の状況を分析し、実態把握を行うことにより、児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に係る施策の企画・立案・実施・評価を行う。

また、都教育委員会ホームページに報告書を掲載し、都民に対し、児童・生徒の問題行動等の状況や都教育委員会の取組、今後の対応等について、広く理解を求めるとともに、**都内区市町村教育委員会や学校等が、いじめや暴力行為、不登校等の対策に関わる取組状況を把握し、その課題・解決策を明確にし、児童・生徒一人一人の社会的資質や行動力の向上を図ることができるようにする。**

### 1 暴力行為の状況

- (1) 発生件数
- (2) 暴力行為が発生した学校数
- (3) 1校当たりの発生件数
- (4) 対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の状況
- (5) 学年別 加害児童・生徒数
- (6) 今後の対応

### 2 いじめの状況

- (1) 「認知件数」と「解消しているものの割合」
- (2) 1校当たりの認知件数
- (3) いじめを認知した学校数の割合
- (4) いじめの認知件数が0の学校の割合
- (5) 学年別 いじめの認知件数
- (6) いじめの発見のきっかけ
- (7) いじめられた児童・生徒の相談状況

- (8) いじめの態様
- (9) 法第28条第1項に規定する「重大事態」
- (10) 今後の対応

### 3 小・中学校における長期欠席の状況

- (1) 長期欠席児童・生徒数
- (2) 不登校出現率・学校復帰率
- (3) 不登校の要因
- (4) 今後の対応

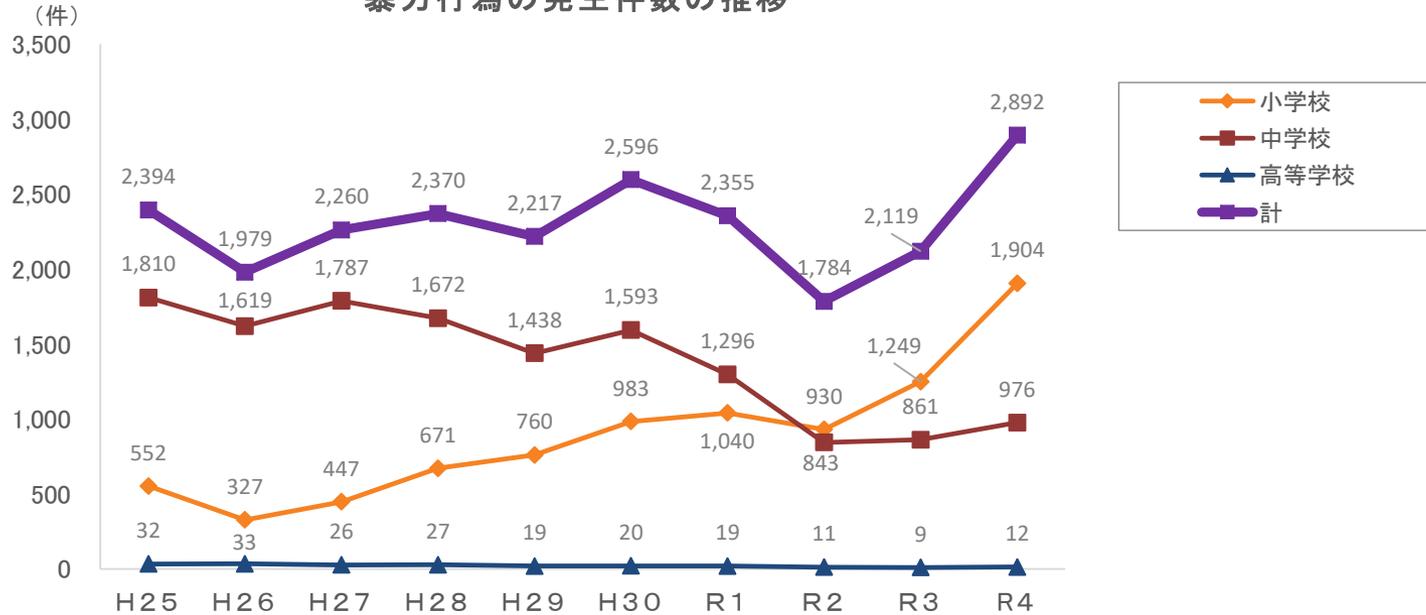
### 4 高等学校における長期欠席・中途退学等の状況

- (1) 長期欠席生徒数
- (2) 不登校出現率・学校復帰率
- (3) 中途退学・原級留置者数
- (4) 今後の対応

# 1 暴力行為の状況 (1) 発生件数

- 令和4年度における暴力行為の発生件数は、2,892件であり、令和3年度と比較すると小学校、中学校、高等学校それぞれの校種で増加し、合計で773件増加した。
- 平成25年度から令和4年度までの暴力行為の発生件数の推移をみると、小学校では増加傾向にあり、中学校、高等学校では、減少傾向であったが、近年増加した。

暴力行為の発生件数の推移



【都】	H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4	
小学校	552		327		447		671		760		983		1,040		930(52.1%)		1,249(59.0%)		1,904(65.8%)	
	531	21	307	20	418	29	649	22	707	53	924	59	1,006	34						
中学校	1,810		1,619		1,787		1,672		1,438		1,593		1,296		843(47.3%)		861(40.6%)		976(33.7%)	
	1,612	198	1,444	175	1,659	128	1,576	96	1,363	75	1,537	56	1,232	64						
高等学校	32		33		26		27		19		20		19		11(0.6%)		9(0.4%)		12(0.4%)	
	17	15	23	10	19	7	13	14	9	10	10	10	9	10						
計	2,394		1,979		2,260		2,370		2,217		2,596		2,355		1,784(100%)		2,119(100%)		2,892(100.0%)	
	2,160	234	1,774	205	2,096	164	2,238	132	2,079	138	2,471	125	2,247	108						

【国】 R4
61,455(64.4%)
29,699(31.1%)
4,272(4.5%)
95,426(100%)

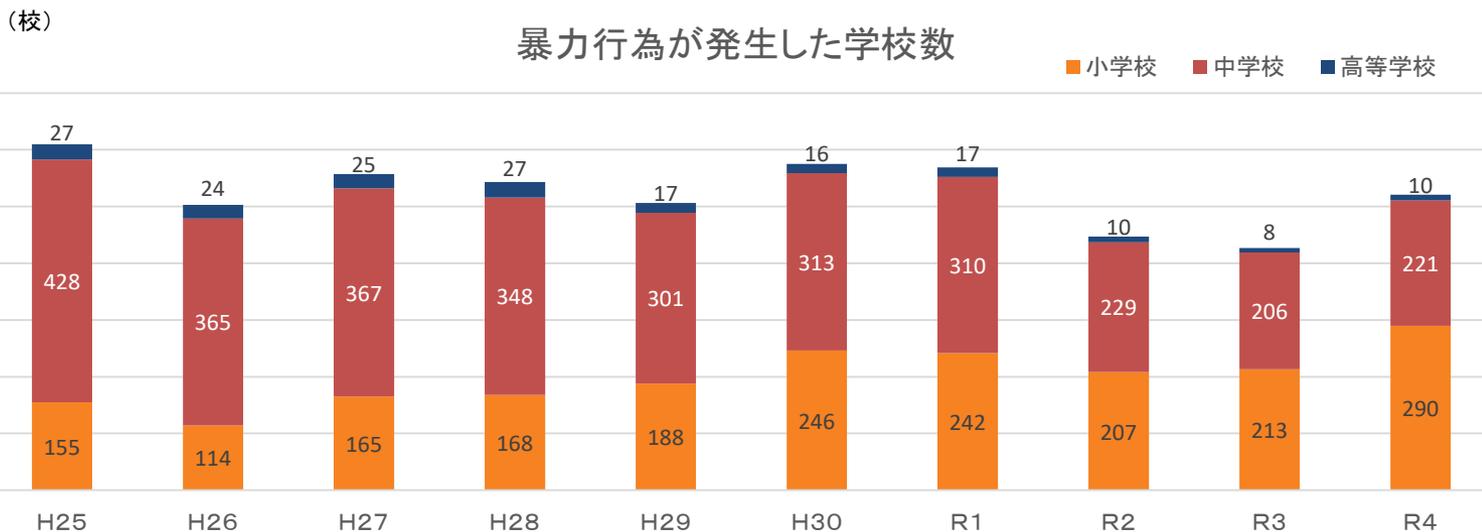
※【国】は、国公私立のデータ

※ 表の上段:発生件数[件]と(全件に対する割合) 下段:左は学校の管理下、右は学校の管理下以外の件数

※ 令和2年度分調査から、『学校の管理下』、『学校の管理下以外』のいずれかで発生したかにかかわらず、自校の児童・生徒が行った暴力行為を対象にすることと変更された。

# 1 暴力行為の状況 (2) 暴力行為が発生した学校数

- 令和4年度において、暴力行為が発生した学校数は、521校であり、全体の25.0%となっている。小学校は290校(22.8%)、中学校は221校(35.5%)、高等学校は10校(5.2%)であった。
- 令和4年度における暴力行為が発生した学校数の割合を、【国・R4】の状況と比較すると、都の方が、14.4ポイント低くなっている。



【都】	H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4	
小学校	1,299		1,296		1,292		1,286		1,282		1,280		1,278		1,275		1,274		1,274	
	137	18	100	14	146	19	152	16	170	18	213	33	217	25	207(16.2%)	213(16.7%)	290(22.8%)			
中学校	630		629		627		626		625		624		623		623		622		622	
	319	109	269	96	291	76	282	66	250	51	265	48	260	50	229(36.8%)	206(33.1%)	221(35.5%)			
高等学校	194		194		192		192		192		192		192		191		192		192	
	15	12	16	8	18	7	13	14	7	10	9	7	9	8	10(5.2%)	8(4.2%)	10(5.2%)			
計	2,123		2,119		2,111		2,104		2,099		2,096		2,093		2,089		2,088		2,088	
	471	139	385	118	455	102	447	96	427	79	487	88	486	83	446(21.3%)	427(20.5%)	521(25.0%)			

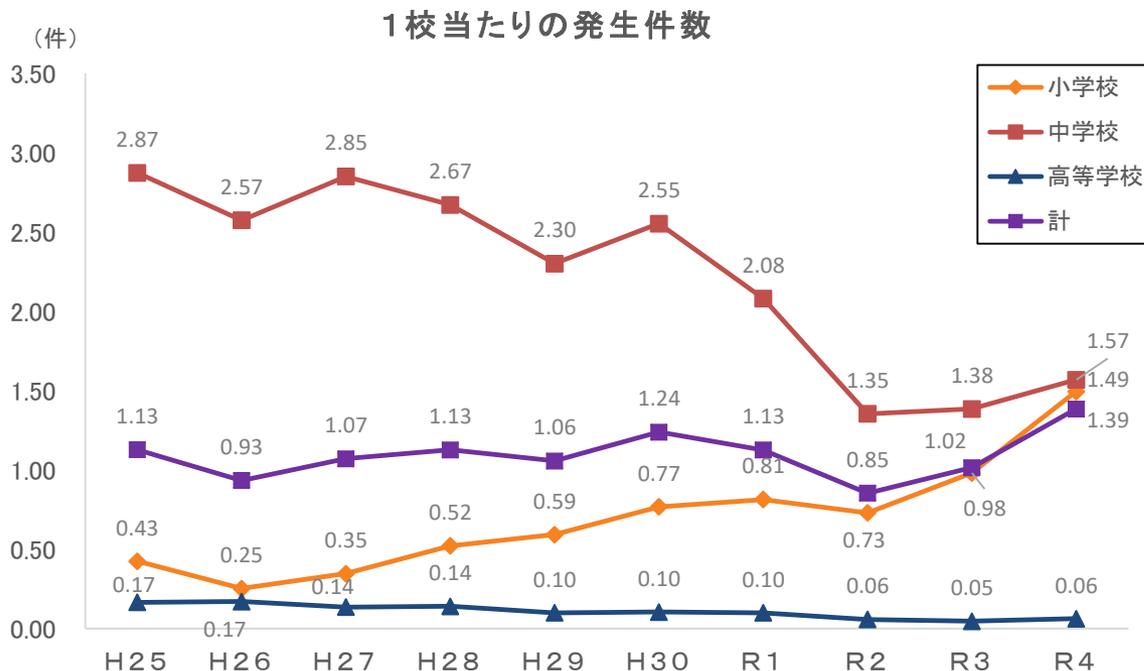
【国】 R4
19,339
6,948(35.9%)
10,247
4,893(47.8%)
5,007
1,778(35.5%)
34,593
13,619(39.4%)

※ 表の上段：学校数〔校〕 下段：発生学校数〔校〕 (左は学校の管理下、右は学校の管理下以外)、( )は暴力行為が発生した学校の割合  
 ※ 令和2年度分調査から、「『学校の管理下』、『学校の管理下以外』のいずれかで発生したかにかかわらず、自校の児童・生徒が行った暴力行為を対象にすること」と変更された。

※【国】は、国公私立のデータ

# 1 暴力行為の状況 (3) 1校当たりの発生件数

- 令和4年度における1校当たりの発生件数は、1.39件であり、令和2年度からみると近年は増加傾向である。
- 平成25年度から令和4年度までの推移を見ると、小学校では、増加傾向にある。中学校では、令和2年度から増加傾向にあり、高等学校においては、ほぼ横ばいである。

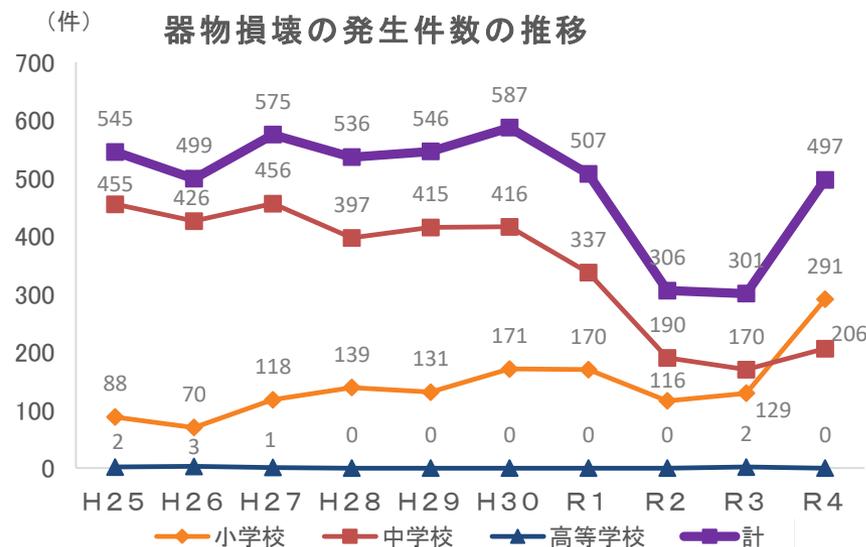
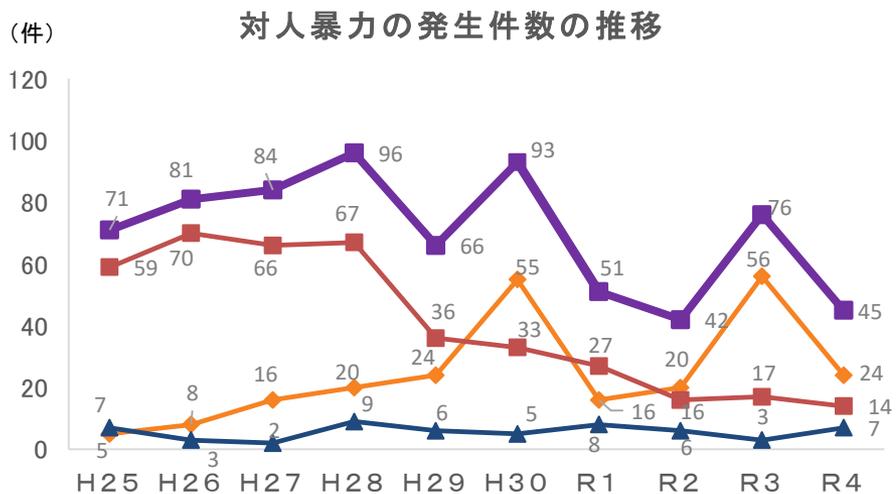
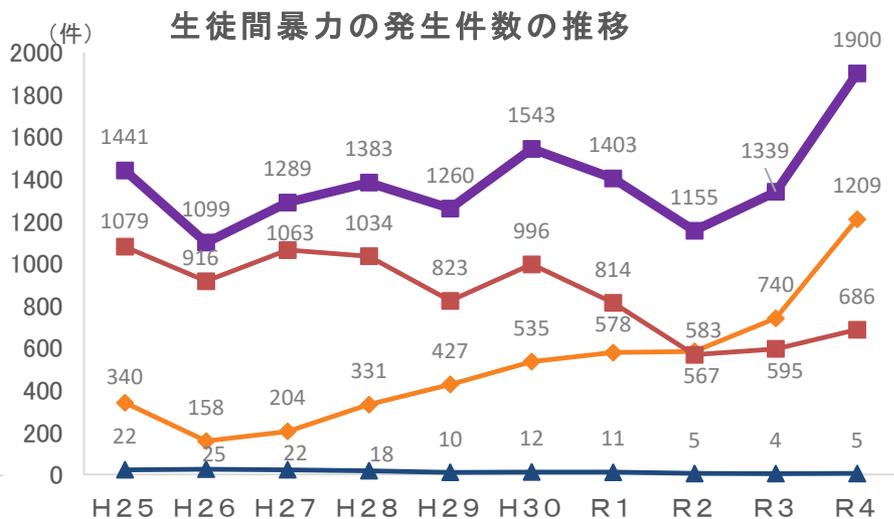
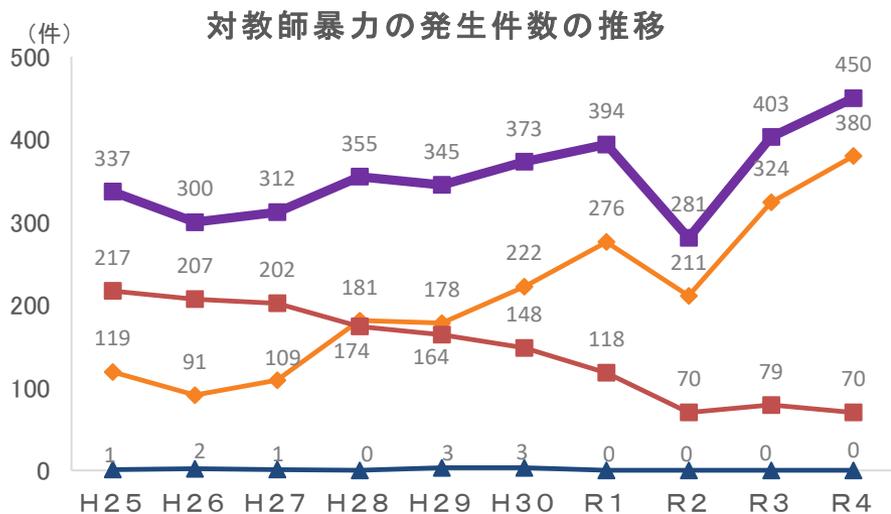


【都】	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	【国】 R 4
小学校	552	327	447	671	760	983	1,040	930	1,249	1,904	61,455
	0.43	0.25	0.35	0.52	0.59	0.77	0.81	0.73	0.98	1.49	3.177
中学校	1,810	1,619	1,787	1,672	1,438	1,593	1,296	843	861	976	29,699
	2.87	2.57	2.85	2.67	2.30	2.55	2.08	1.35	1.38	1.57	2.898
高等学校	32	33	26	27	19	20	19	11	9	12	4,272
	0.17	0.17	0.14	0.14	0.10	0.10	0.10	0.06	0.05	0.06	0.853
計	2,394	1,979	2,260	2,370	2,217	2,596	2,355	1,784	2,119	2,892	95,426
	1.13	0.93	1.07	1.13	1.06	1.24	1.13	0.85	1.02	1.39	2.758

# 1 暴力行為の状況

## (4) 対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の状況

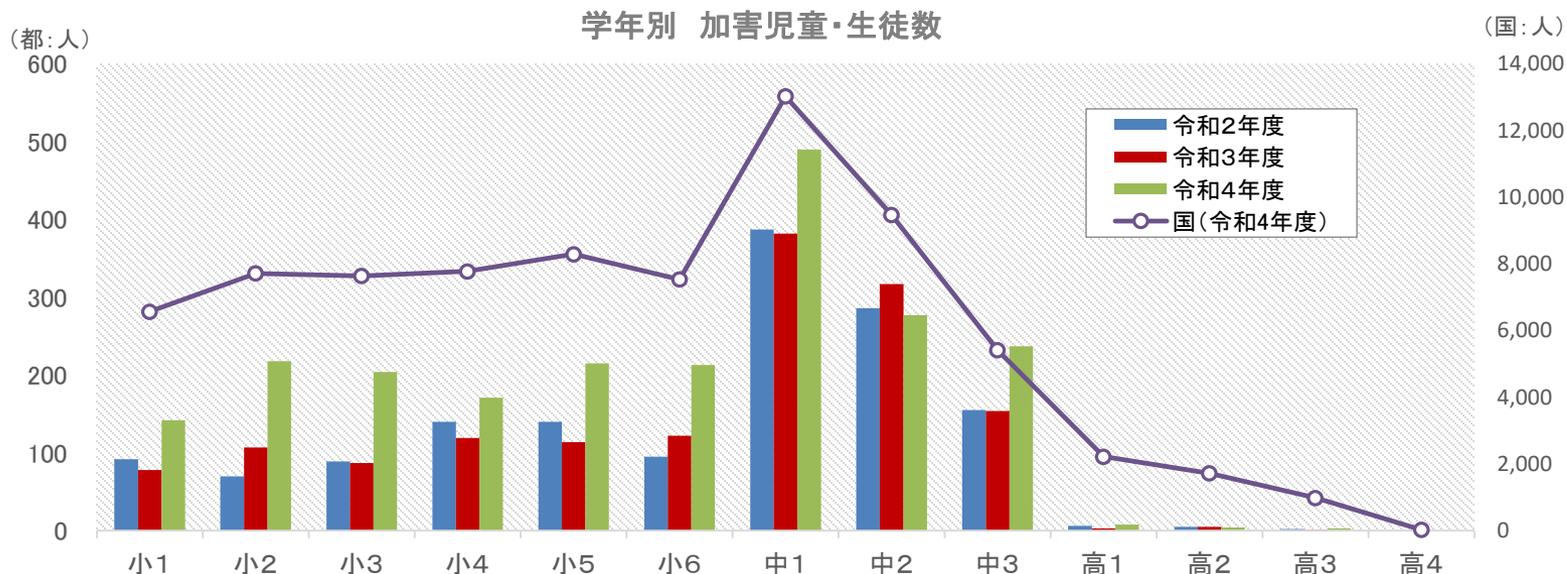
- 小学校では、対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊の発生件数において増加傾向にあり、中学校では、全ての暴力行為について減少傾向にある。高等学校では、全ての暴力行為について低い水準で推移している。
- 小学校における対教師暴力の件数が、平成28年度を境に、中学校を上回っている。  
令和2年度より、生徒間暴力、対人暴力において小学校が中学校を上回った。また令和4年度からは器物損壊の発生件数も上回った。



※「器物損壊」は学校の管理下、他は学校の管理下と学校の管理下外を合わせた件数

# 1 暴力行為の状況 (5) 学年別加害児童・生徒数

- 令和4年度の学年別の加害児童・生徒数は、令和2年度、令和3年度と比較すると、小2、小3が大きく増加している。
- 校種ごとの学年別の割合は、小学校では小2(18.7%)が、中学校では中1(48.8%)が、高等学校では高1(53.3%)が一番多い傾向がある。



【都】	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4
令和2年度	92	70	89	140	140	95	387	286	155	6	5	2	0
	14.7	11.2	14.2	22.4	22.4	15.2	46.7	34.5	18.7	46.2	38.5	15.4	0.0
令和3年度	78	107	87	119	114	122	382	317	154	3	5	1	0
	12.4	17.1	13.9	19.0	18.2	19.5	44.8	37.2	18.1	33.3	55.6	11.1	0.0
令和4年度	142	218	204	171	215	213	490	277	237	8	4	3	0
	12.2	18.7	17.5	14.7	18.5	18.3	48.8	27.6	23.6	53.3	26.7	20.0	0.0
国(令和4年度)	6,569	7,718	7,641	7,780	8,292	7,539	13,028	9,472	5,416	2,223	1,720	983	28
	14.4	16.9	16.8	17.1	18.2	16.6	46.7	33.9	19.4	44.9	34.7	19.8	0.6

※ 表の上段:加害児童・生徒数[人] 下段(青字):校種ごとのその学年が占める割合[%]

# 1 暴力行為の状況 (6) 今後の対応

## これまでの取組

- ア 生活指導に関わる通知の発出や教材等の作成による問題行動の再発防止の徹底
- イ 都内公立小・中・高等学校等に心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置
- ウ 家庭・地域・警察等の関係機関と連携し、非行防止のための「セーフティ教室」を実施
- エ 学校・スクールソーシャルワーカー・民生児童委員等の関係機関が、子供の問題行動へ一丸となって対応するための「学校サポートチーム」を設置

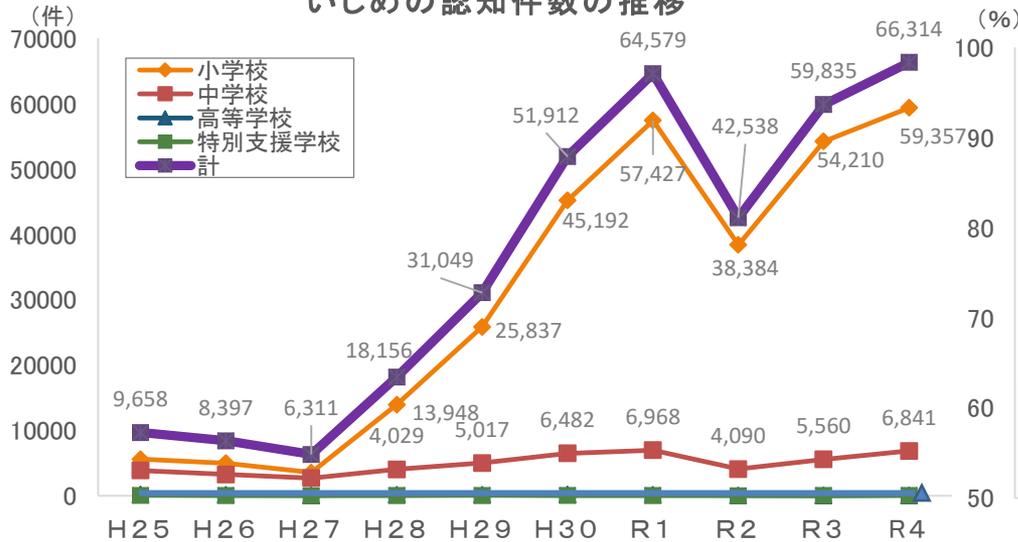
## 今年度の取組

- ア 暴力行為の前兆行動の早期発見、早期対応（アセスメントとチーム対応）に係る取組を強化するためのポイント等を記載した研修資料を作成し、区市町村教育委員会等へ周知
- イ いじめ問題のみではなく暴力行為も含めた、児童・生徒の安心・安全な校内環境を担保するための核となる人材の配置
- ウ 教職員向けデジタルリーフレット「生徒指導提要（令和4年12月）」のポイント等を活用した暴力行為の防止に関する効果的な取組の周知
- エ 管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークをつくること等について、共通理解を図る重要性について、研修会等において周知・啓発
- オ ストレスマネジメントやアンガーマネジメントをテーマにした管内スクールカウンセラー連絡会を実施
- カ スクールカウンセラーの活用の一層の充実
- キ 小学校において、複数の大人が児童と関わるとともに、学級担任が児童と向き合う時間を十分に確保できるよう、学級担任を補助する人材を活用

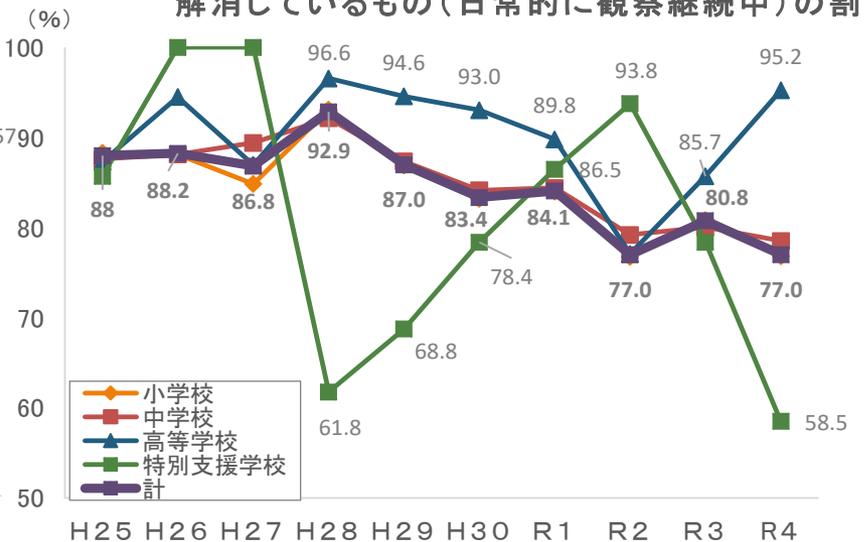
# 2 いじめの状況 (1)「認知件数」と「解消しているものの割合」

- 令和4年度のいじめの認知件数は、66,314件である。平成27年度から令和元年度まで、全校種において増加傾向が続いていたが、令和2年度は減少した。令和4年度は令和元年度と比較すると、同程度まで増加している。
- 解消しているものの割合は、近年8割程度で推移していたが、令和4年度は77.0%であった。

いじめの認知件数の推移



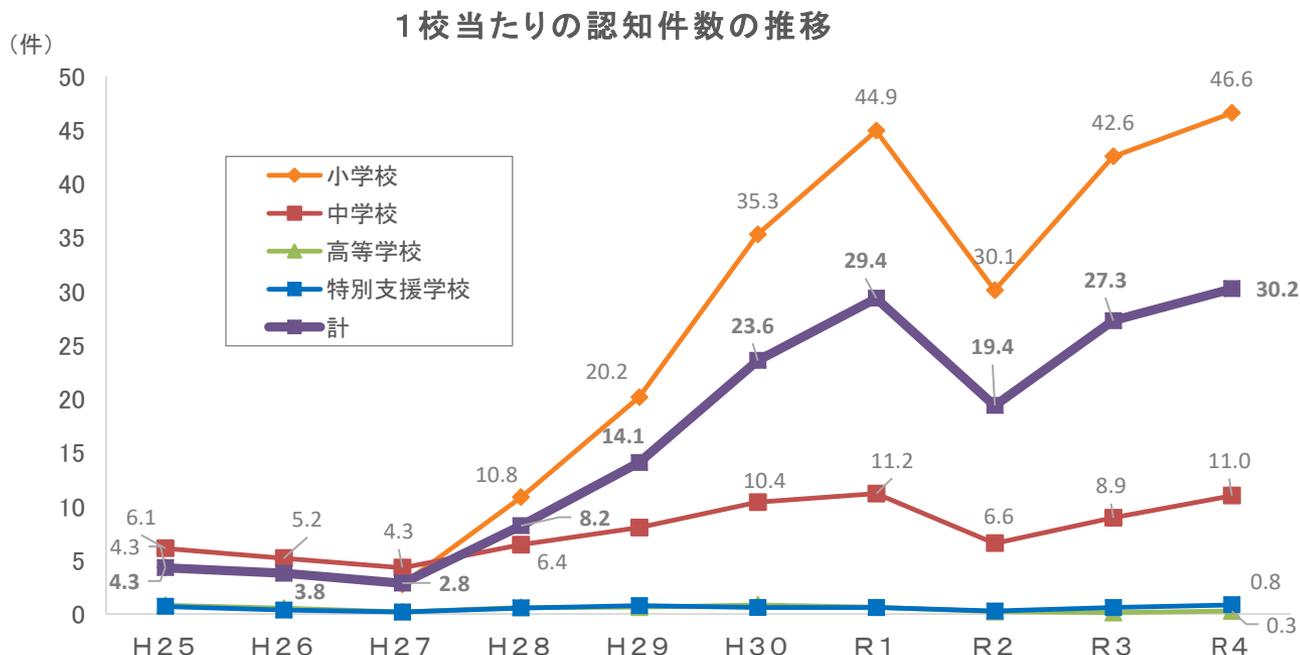
解消しているもの(日常的に観察継続中)の割合



【都】	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	【国】 R 4
小学校	5,581	4,993	3,557	13,948	25,837	45,192	57,427	38,384	54,210	59,357	551,944
	4,926(88.3%)	4,400(88.1%)	3,018(84.8%)	12,987(93.1%)	22,451(86.9%)	37,599(83.2%)	48,249(84.0%)	29,456(76.7%)	43,814(80.8%)	45,604(76.8%)	426,635(77.3%)
中学校	3,854	3,255	2,697	4,029	5,017	6,482	6,968	4,090	5,560	6,841	111,404
	3,378(87.6%)	2,868(88.1%)	2,411(89.4%)	3,712(92.1%)	4,382(87.3%)	5,454(84.1%)	5,881(84.4%)	3,239(79.2%)	4,450(80.0%)	5,372(78.5%)	84,725(76.1%)
高等学校	181	127	46	145	147	201	147	48	28	63	15,568
	158(87.3%)	120(94.5%)	40(87.0%)	140(96.6%)	139(94.6%)	187(93.0%)	132(89.8%)	37(77.1%)	24(85.7%)	60(95.2%)	12,113(77.8%)
特別支援学校	42	22	11	34	48	37	37	16	37	53	3,032
	36(85.7%)	22(100.0%)	11(100.0%)	21(61.8%)	33(68.8%)	29(78.4%)	32(86.5%)	15(93.8%)	29(78.4%)	31(58.5%)	2,300(75.9%)
計	9,658	8,397	6,311	18,156	31,049	51,912	64,579	42,538	59,835	66,314	681,948
	8,498(88.0%)	7,410(88.2%)	5,480(86.8%)	16,860(92.9%)	27,005(87.0%)	43,269(83.4%)	54,294(84.1%)	32,747(77.0%)	48,317(80.8%)	51,067(77.0%)	525,773(77.1%)

## 2 いじめの状況 (2) 1校当たりの認知件数

- 令和4年度における1校当たりの認知件数は、30.2件である。
- 小・中学校では、平成27年度から令和元年度まで増加傾向にあり、令和2年度に一度減少したが、令和3年度、令和4年度と再び増加傾向となった。
- 高等学校、特別支援学校の1校当たりの認知件数は平成25年度より横ばいの推移である。



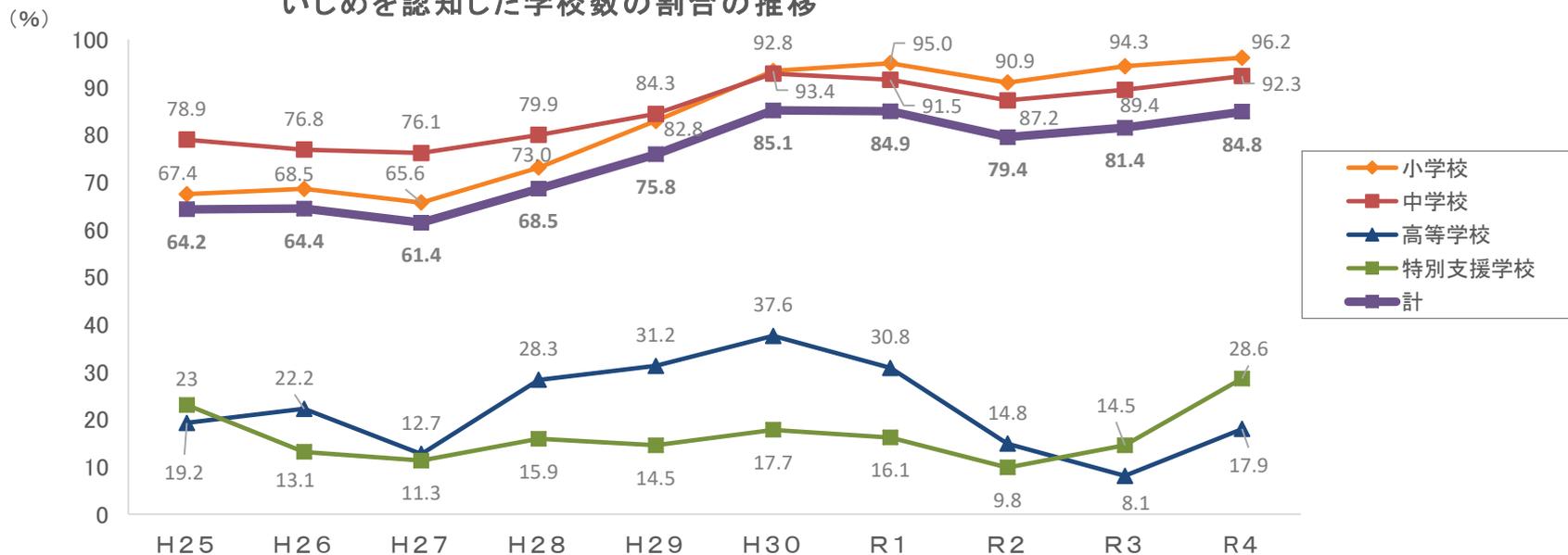
【都】	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
小学校	67.4%	68.5%	65.6%	73.0%	82.8%	93.4%	95.0%	90.9%	94.3%	96.2%
	4.3	3.9	2.8	10.8	20.2	35.3	44.9	30.1	42.6	46.6
中学校	78.9%	76.8%	76.1%	79.9%	84.3%	92.8%	91.5%	87.2%	89.4%	92.3%
	6.1	5.2	4.3	6.4	8.0	10.4	11.2	6.6	8.9	11.0
高等学校	19.2%	22.2%	12.7%	28.3%	31.2%	37.6%	30.8%	14.8%	8.1%	17.9%
	0.8	0.5	0.2	0.6	0.6	0.8	0.6	0.2	0.1	0.3
特別支援学校	23.0%	13.1%	11.3%	15.9%	14.5%	17.7%	16.1%	9.8%	14.5%	28.6%
	0.7	0.4	0.2	0.5	0.8	0.6	0.6	0.3	0.6	0.8
計	64.2%	64.4%	61.4%	68.5%	75.8%	85.1%	84.9%	79.4%	81.4%	84.8%
	4.3	3.8	2.8	8.2	14.1	23.6	29.4	19.4	27.3	30.2

【国】 R 4
90.1%
28.5
85.1%
10.9
57.2%
2.8
42.1%
2.6
82.1%
18.8

# 2 いじめの状況 (3)いじめを認知した学校数の割合

- 令和4年度におけるいじめを認知した学校数の割合は、84.8%であり、令和3年度と比較すると、3.4ポイント増加した。
- 小・中学校では9割以上の学校がいじめを認知している。高等学校では17.9%、特別支援学校では28.6%となっている。令和4年度の高等学校、特別支援学校は、令和3年度と比較して、学校数の割合が約2倍になっている。

いじめを認知した学校数の割合の推移

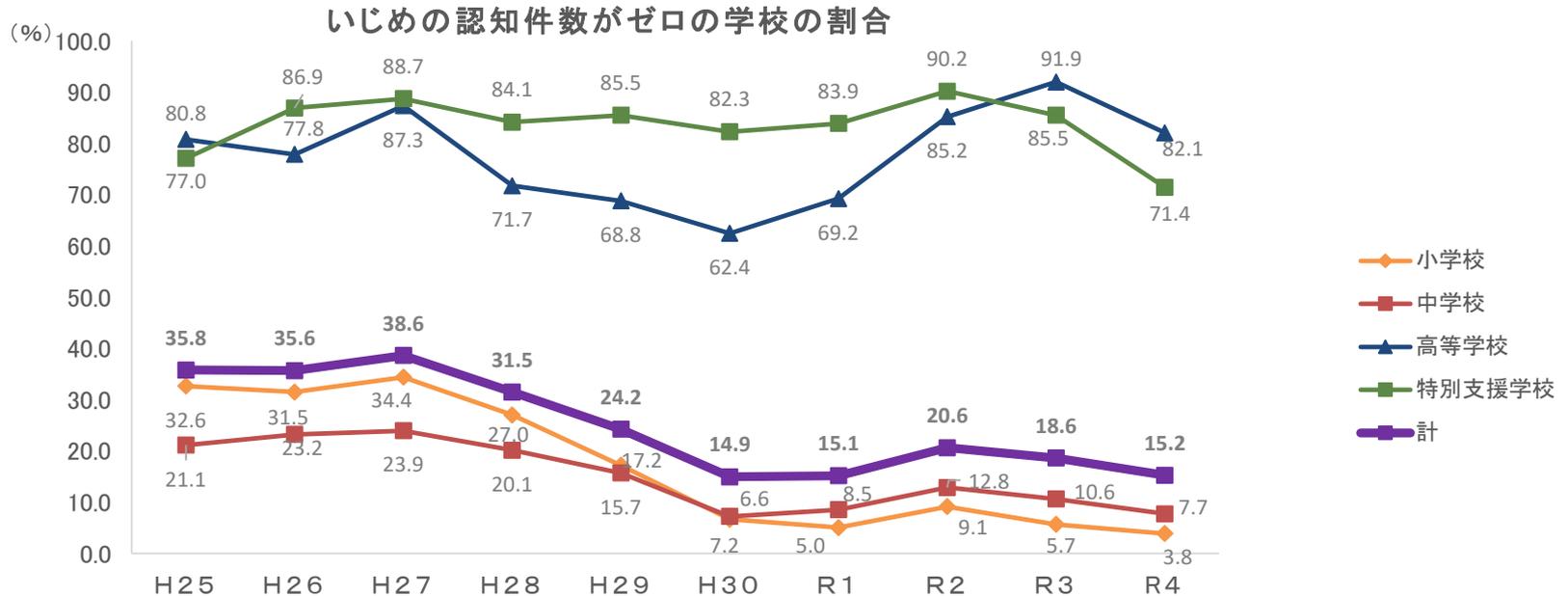


【都】	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
小学校	1,299 875(67.4%)	1,296 888(68.5%)	1,292 848(65.6%)	1,286 939(73.0%)	1,282 1,062(82.8%)	1,280 1,195(93.4%)	1,278 1,214(95.0%)	1,275 1,159(90.9%)	1,274 1,202(94.3%)	1,274 1,225(96.2%)
中学校	630 497(78.9%)	629 483(76.8%)	627 477(76.1%)	626 500(79.9%)	625 527(84.3%)	624 579(92.8%)	623 570(91.5%)	623 543(87.2%)	622 556(89.4%)	622 574(92.3%)
高等学校	239 46(19.2%)	239 53(22.2%)	237 30(12.7%)	237 67(28.3%)	237 74(31.2%)	237 89(37.6%)	237 73(30.8%)	236 35(14.8%)	236 19(8.1%)	234 42(17.9%)
特別支援学校	61 14(23.0%)	61 8(13.1%)	62 7(11.3%)	63 10(15.9%)	62 9(14.5%)	62 11(17.7%)	62 10(16.1%)	61 6(9.8%)	62 9(14.5%)	63 18(28.6%)
計	2,229 1,432(64.2%)	2,225 1,432(64.4%)	2,218 1,362(61.4%)	2,212 1,516(68.5%)	2,206 1,672(75.8%)	2,203 1,874(85.1%)	2,200 1,867(84.9%)	2,195 1,743(79.4%)	2,194 1,786(81.4%)	2,193 1,859(84.8%)

【国】 R 4
19,339 17,420 (90.1%)
10,247 8,723 (85.1%)
5,611 3,207 (57.2%)
1,169 492 (42.1%)
36,366 29,842 (82.1%)

# 2 いじめの状況 (4)いじめの認知件数が0の学校の割合

- 令和4年度におけるいじめの認知件数が0の学校数は334校であり、全体に対する割合は、15.2%となっている。
- 小学校は49校(3.8%)、中学校は48校(7.7%)、高等学校は192課程(82.1%)特別支援学校は45校(71.4%)がいじめを認知していない。

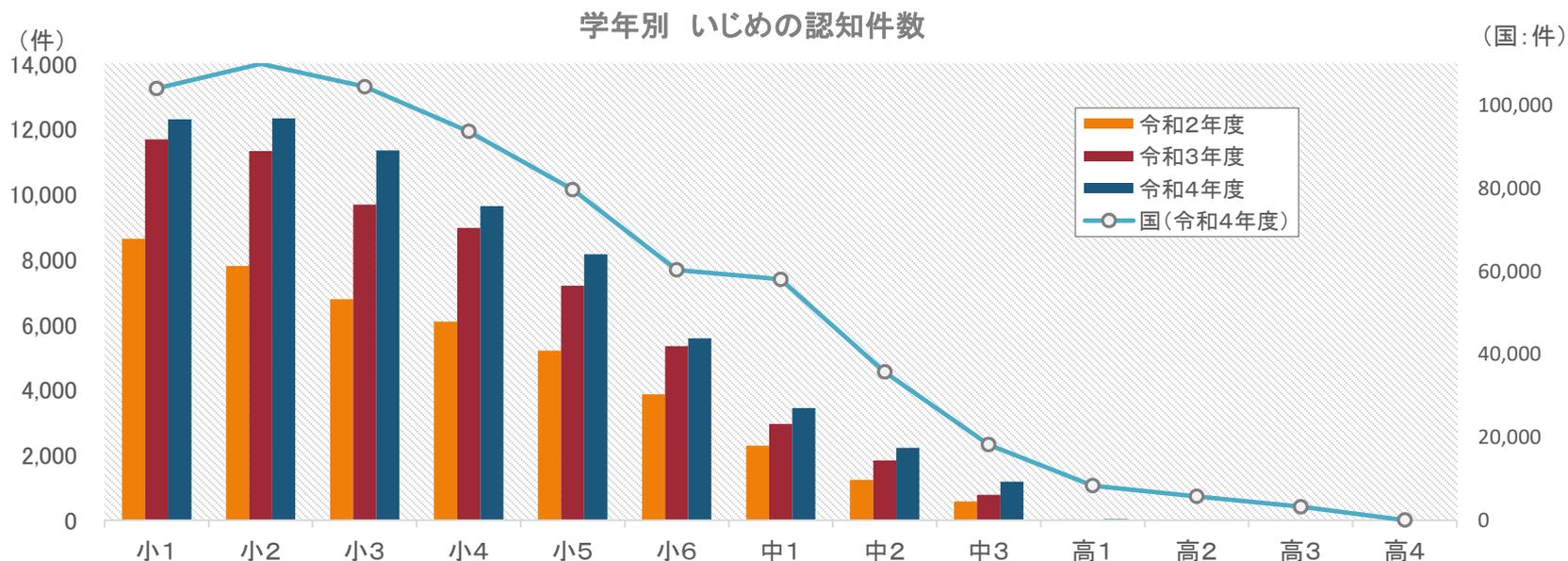


	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	【国】 R 4
小学校	1,299	1,296	1,292	1,286	1,282	1,280	1,278	1,275	1,274	1,274	19,339
	424(32.6%)	408(31.5%)	444(34.4%)	347(27.0%)	220(17.2%)	85(6.6%)	64(5.0%)	116(9.1%)	72(5.7%)	49(3.8%)	1,919(9.9%)
中学校	630	629	627	626	625	624	623	623	622	622	10,247
	133(21.1%)	146(23.2%)	150(23.9%)	126(20.1%)	98(15.7%)	45(7.2%)	53(8.5%)	80(12.8%)	66(10.6%)	48(7.7%)	1,524(14.9%)
高等学校	239	239	237	237	237	237	237	236	236	234	5,611
	193(80.8%)	186(77.8%)	207(87.3%)	170(71.7%)	163(68.8%)	148(62.4%)	164(69.2%)	201(85.2%)	217(91.9%)	192(82.1%)	2,404(42.8%)
特別支援学校	61	61	62	63	62	62	62	61	62	63	1,169
	47(77.0%)	53(86.9%)	55(88.7%)	53(84.1%)	53(85.5%)	51(82.3%)	52(83.9%)	55(90.2%)	53(85.5%)	45(71.4%)	677(57.9%)
計	2,229	2,225	2,218	2,212	2,206	2,203	2,200	2,195	2,194	2,193	36,366
	797(35.8%)	793(35.6%)	856(38.6%)	696(31.5%)	534(24.2%)	329(14.9%)	333(15.1%)	452(20.6%)	408(18.6%)	334(15.2%)	6,524(17.9%)

※ 表の上段: 学校数[校・課程] 下段: いじめの認知件数が0の学校数[校]と(その割合)

# 2 いじめの状況 (5) 学年別 いじめの認知件数

- 令和4年度における学年別のいじめの認知件数は、令和3年度と比較して小1から高3で増加している。令和2年度から比べると、高4以外は全ての学年で増加傾向である。
- 校種ごとに、学年別の傾向を見ると、小学校は小2(20.8%)、中学校は中1(50.3%)、高等学校は高1(47.6%)が、一番多くなっている。

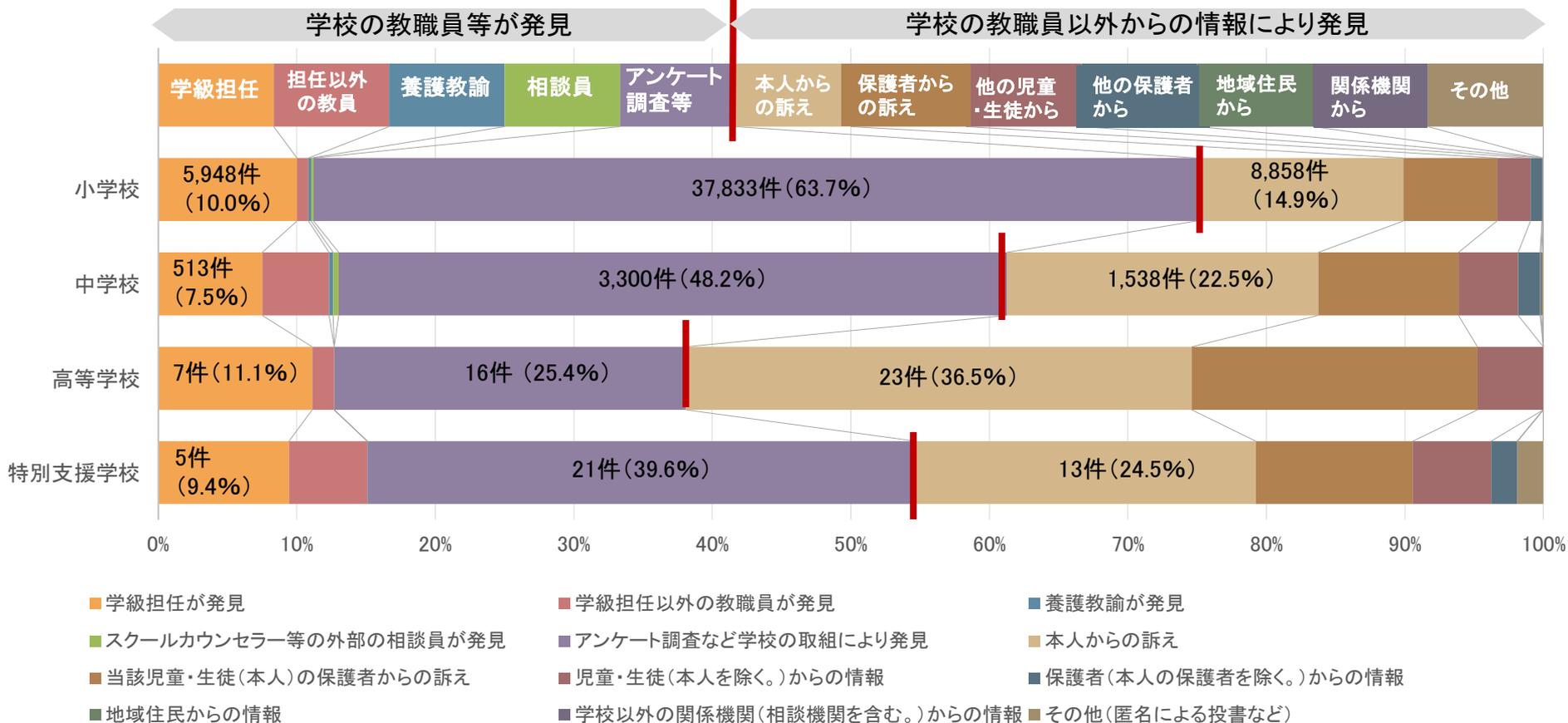


【都】	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4
令和2年度	8,638	7,800	6,779	6,099	5,200	3,868	2,282	1,234	574	26	17	4	1
	22.5	20.3	17.7	15.9	13.5	10.1	55.8	30.2	14.0	54.2	35.4	8.3	2.1
令和3年度	11,690	11,331	9,685	8,966	7,195	5,343	2,951	1,832	777	13	6	6	3
	21.6	20.9	17.9	16.5	13.3	9.9	53.1	32.9	14.0	46.4	21.4	21.4	10.7
令和4年度	12,300	12,331	11,344	9,643	8,163	5,576	3,440	2,218	1,183	30	19	13	1
	20.7	20.8	19.1	16.2	13.8	9.4	50.3	32.4	17.3	47.6	30.2	20.6	1.6
国(令和4年度)	104,111	110,042	104,532	93,749	79,720	60,357	58,068	35,743	18,235	8,350	5,724	3,263	54
	18.8	19.9	18.9	17.0	14.4	10.9	51.8	31.9	16.3	48.0	32.9	18.8	0.3

## 2 いじめの状況 (6)いじめの発見のきっかけ

- 小・中学校、特別支援学校においては、認知したいじめの半数以上を学校の教職員等が発見している。(小学校75.0%、中学校61.3%、特別支援学校54.7%)
- いじめ発見のきっかけで一番多いのは、小学校、中学校、特別支援学校では「アンケート調査など学校の取組により発見」(小学校63.7%、中学校48.2%、特別支援学校39.6%)、高等学校は「本人からの訴え」(36.5%)であった。

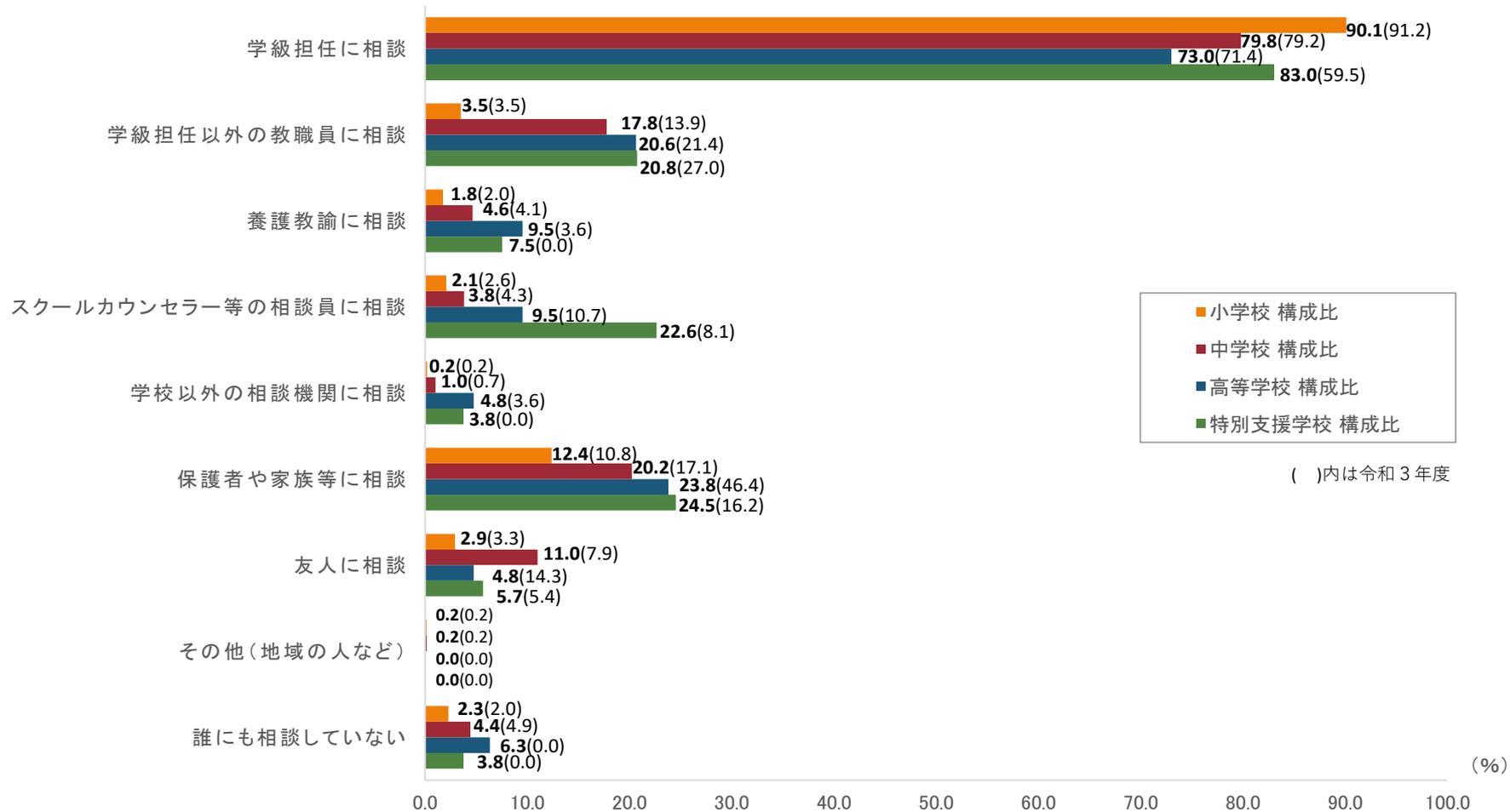
いじめの発見のきっかけ



## 2 いじめの状況 (7)いじめられた児童・生徒の相談状況

- いじめられた児童・生徒の相談状況については、いずれの校種においても、「学級担任に相談」が一番多くなっている。(小学校90.1%、中学校79.8%、高等学校73.0%、特別支援学校83.0%)
- 「誰にも相談していない」が、小学校2.3%、中学校4.4%、高等学校6.3%、特別支援学校3.8%、であった。

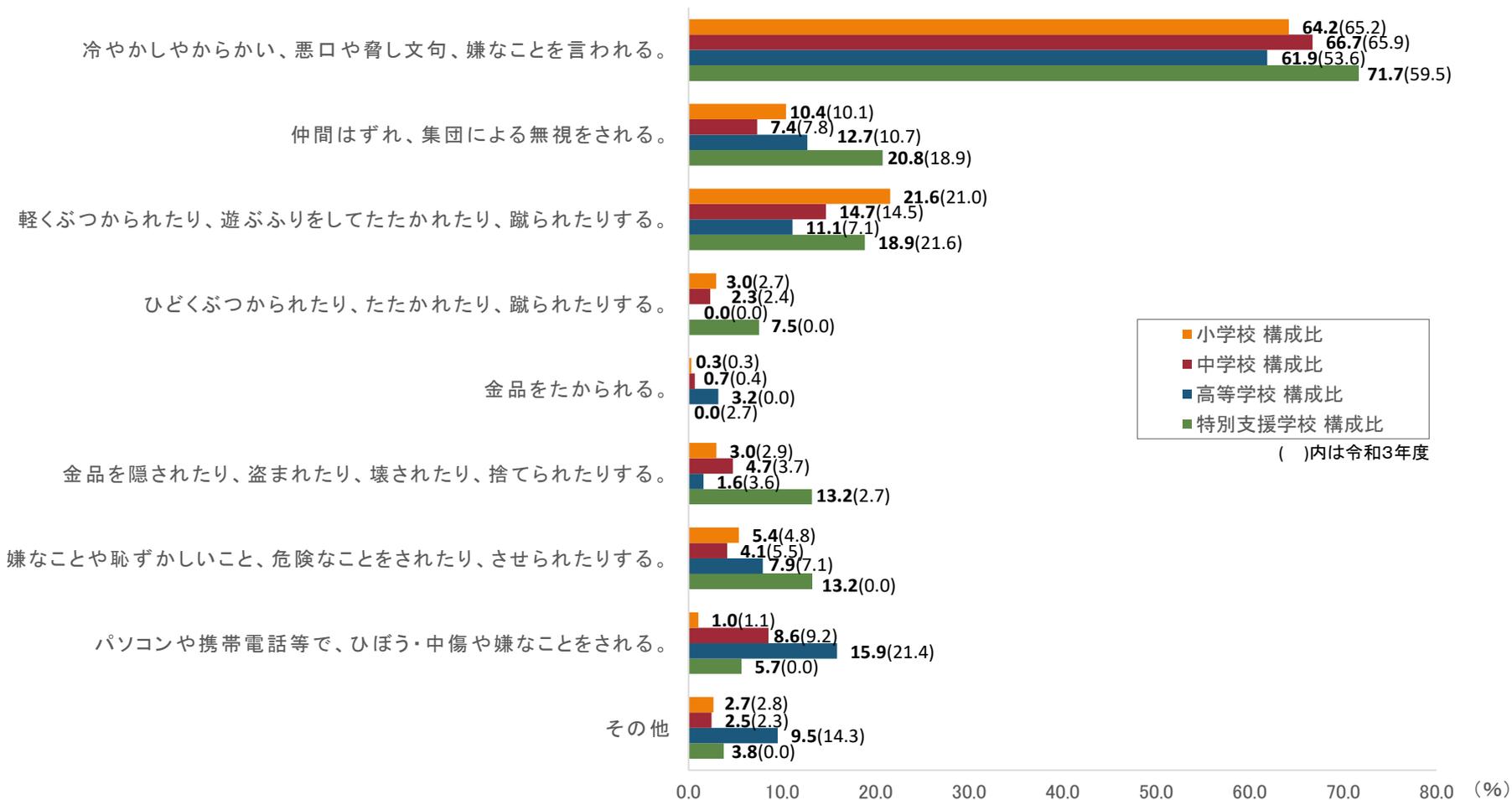
いじめられた児童・生徒の相談状況



## 2 いじめの状況 (8)いじめの態様

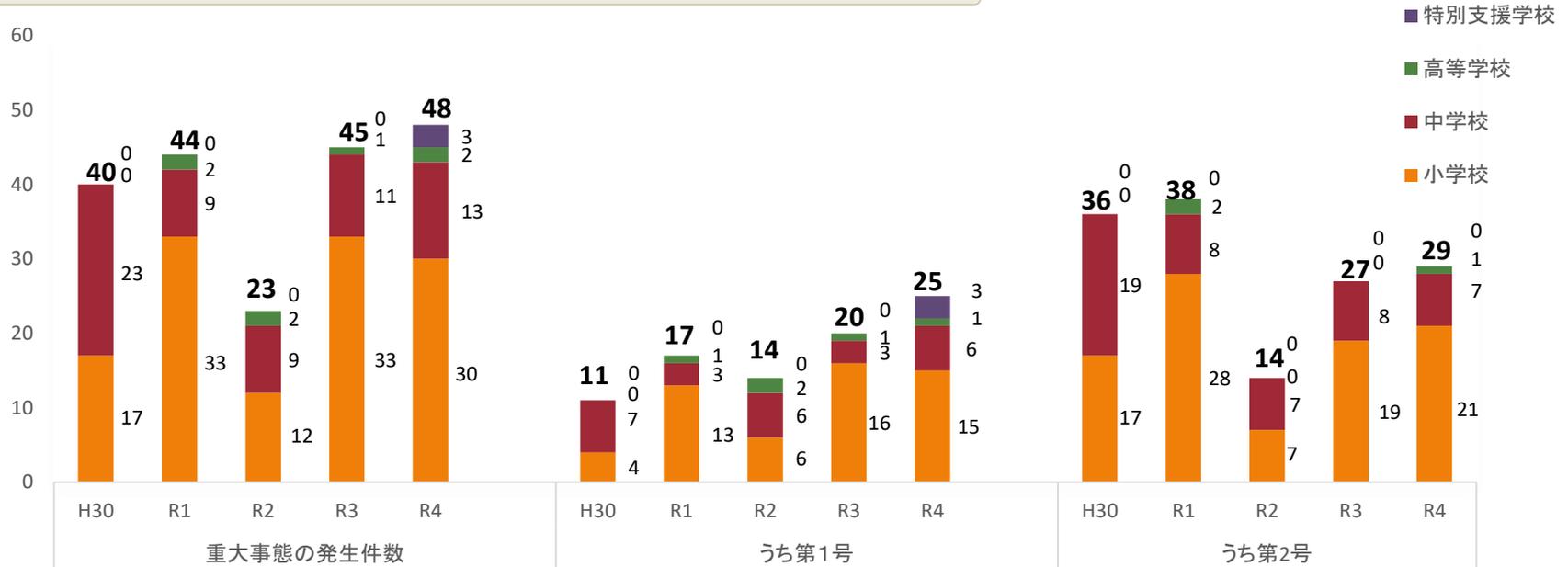
- 一番多いのは、いずれの校種においても、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」である。
- 二番目に多いのは、小学校、中学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」、高等学校では「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」である、特別支援学校では「仲間はずれ、集団による無視をされる。」である。

いじめの態様



# 2 いじめの状況 (9) 法第28条第1項に規定する「重大事態」

○ 令和4年度におけるいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数は48件(令和3年度45件、令和2年度23件)であり、同項第1号に規定するものは25件(令和3年度20件、令和2年度14件)、同項第2号に規定するものは29件(令和3年度27件、令和2年度14件)である。



※ 第1号とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」  
 第2号とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

【都】	R2		R3			R4			【国】 R4		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
小学校	12	0.94%	30	2.35%	30	2.35%	390	0.07%	162	279	
中学校	8	1.28%	11	1.77%	10	1.61%	374	0.34%	187	247	
高等学校	2	0.85%	1	0.42%	2	0.85%	156	1.0%	96	91	
特別支援学校	0	0%	0	0%	3	4.76%	3	0.1%	3	0	
計	22	1.00%	42	1.91%	45	2.05%	923	0.14%	448	617	

※ 表の上段：重大事態が発生した学校数〔校・課程〕と（学校及び課程数に対する割合）  
 下段：重大事態の発生件数〔件〕と（認知件数に対する割合）

※ 【国】は、国公立のデータ

「1号」「2号」は発生件数の内数。1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

## 2 いじめの状況 (10) 今後の対応

### これまでの取組

- ア 都内公立小・中・高等学校等に心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置
- イ いじめやいじめの疑いのある状況を認知するための、年3回以上のアンケートの実施
- ウ 「いじめ相談ホットライン」による24時間の電話相談、「相談ほっとLINE@東京」によるSNS相談、メール相談、来所相談の実施
- エ 「いじめについて学校と共に考える『保護者プログラム』」、「いじめ問題解決のための『地域プログラム』」の活用を促進

### 今年度の取組

- ア いじめ問題など、児童・生徒の安心・安全な校内環境を担保するための核となる人材の配置
- イ 都内公立学校全ての教職員を対象とした、いじめ問題に関するeラーニングの実施
- ウ 子供たちが、よりよく解決するために話し合っ合意形成することについて、指導事例を共有し、意見交換を行うなどの協議会を実施
- エ 身近にいる信頼できる大人にSOSを出す・子供のSOSを受け止め支援する力を高めるために、これまでの取組状況を見直し、新たな教材を開発
- オ 子供がいじめ防止について考え、話し合う「高校生いじめ防止協議会」での意見を参考に、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会から答申を受け、今後の施策に反映
- カ スクールカウンセラーの活用の一層の充実[再掲]

### 3 小・中学校における長期欠席の状況 (1) 長期欠席児童・生徒数

長期欠席児童・生徒のうち、不登校児童・生徒数は小学校10,695人、中学校16,217人（合計26,912人）であり、令和3年度と比較して小・中学校ともに増加している。

#### 調査について

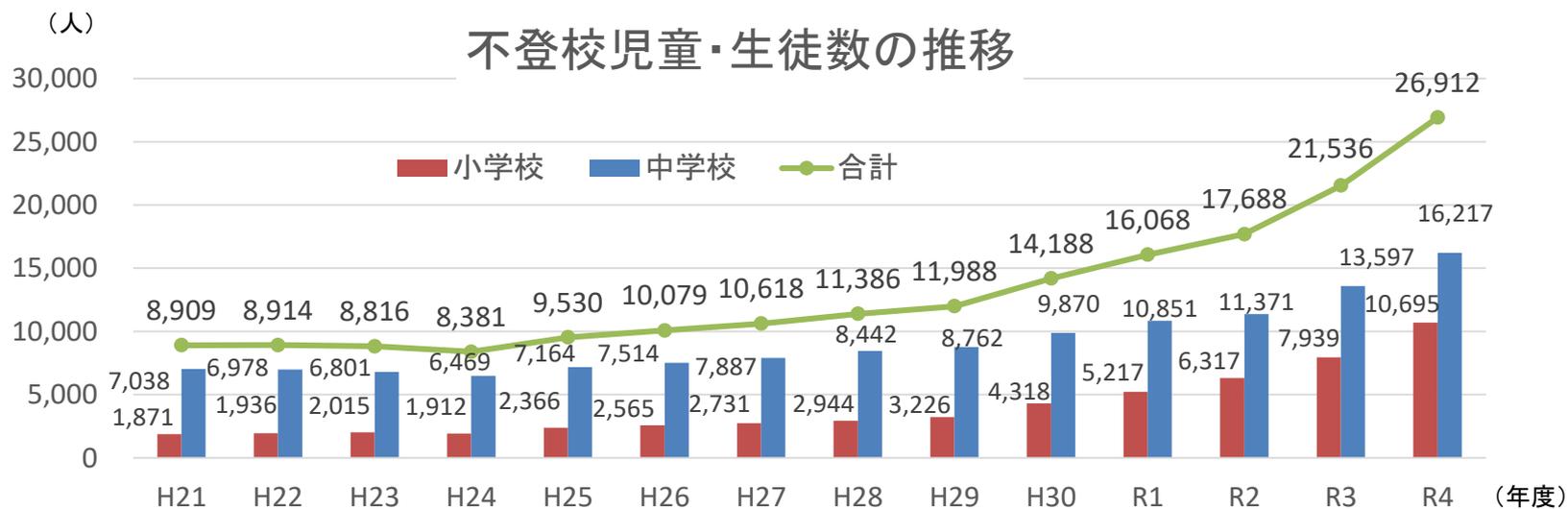
「長期欠席者数」とは、令和5年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、令和4年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童・生徒数を集計したものである。

項目 校種	病気	経済的 理由	不登校		新型コロナ 回避	その他	計
				出現率(%)			
小学校	4,073 (2,439)	0 (0)	10,695 (7,939)	1.78 (1.33)	1,555 (7,444)	3,621 (3,904)	19,944 (21,726)
中学校	3,248 (2,507)	0 (0)	16,217 (13,597)	6.85 (5.76)	577 (2,643)	944 (1,685)	20,986 (20,432)
計	7,321 (4,946)	0 (0)	26,912 (21,536)	3.22 (2.58)	2,132 (10,087)	4,565 (5,589)	40,930 (42,158)

#### 欠席理由について

【**病気**】本人の心身の故障等(けがを含む。)による入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者  
 【**経済的理由**】家計が苦しく教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者  
 【**不登校**】何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者  
 【**新型コロナウイルスの感染回避**】新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意志で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患で登校すべきでない」と校長が判断した者  
 【**その他**】上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者

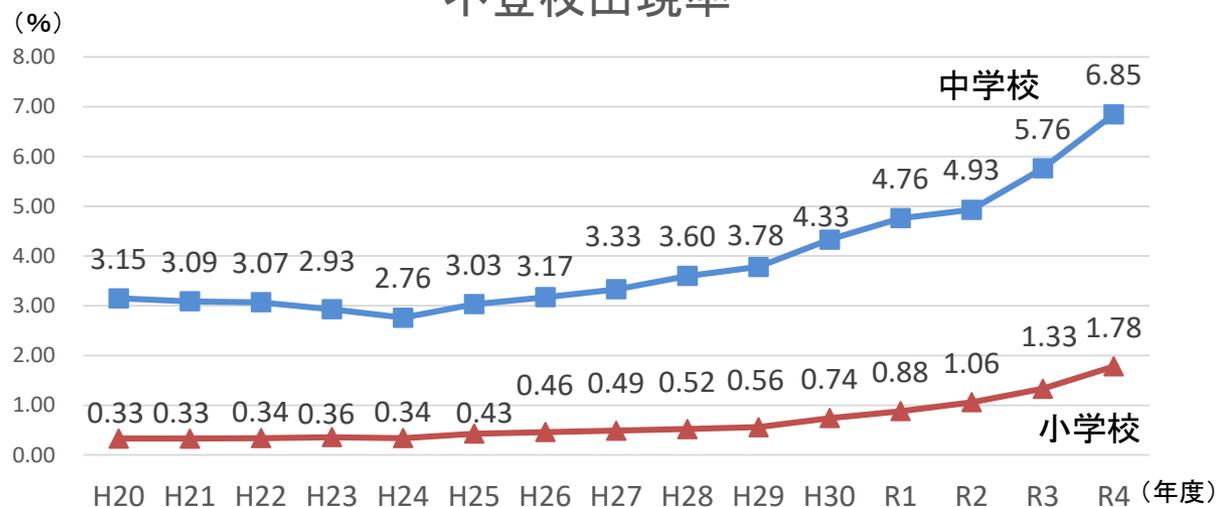
( )はR3



### 3 小・中学校における 長期欠席の状況

#### (2) 不登校出現率・学校復帰率

#### 不登校出現率

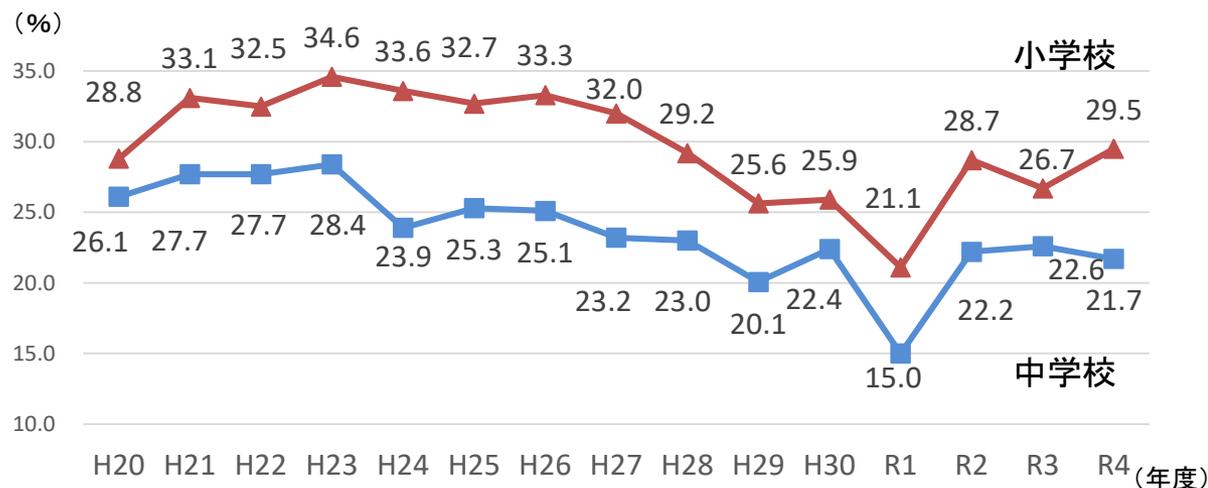


不登校出現率は、小学校1.78%、中学校6.85%であり、その割合は小・中学校ともに10年連続で増加している。

#### 「不登校出現率」

在籍児童・生徒数（学校基本調査による。）に占める不登校児童・生徒数の割合

#### 学校復帰率



学校復帰率は、小学校29.5%、中学校21.7%であり、その割合は令和3年度と比較して、小学校では増加、中学校では減少している。

#### 「学校復帰率」

不登校児童・生徒のうち、「指導の結果登校する又は登校できるようになった児童・生徒」の割合

# 3 小・中学校における 長期欠席の状況

## (3) 不登校の要因

不登校の要因は、「主たるもの」及び「主たるもの以外にも当てはまるもの」の計について、小学校では本人に係る状況の「無気力・不安」が最も多く、次いで家庭に係る状況の「親子の関わり方」、本人に係る状況の「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が多い。中学校では、本人に係る状況の「無気力・不安」が最も多く、次いで本人に係る状況の「生活リズムの乱れ、遊び、非行」、学校に係る状況の「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多い。

### 「不登校の要因」に係る変更点(令和元年度から)

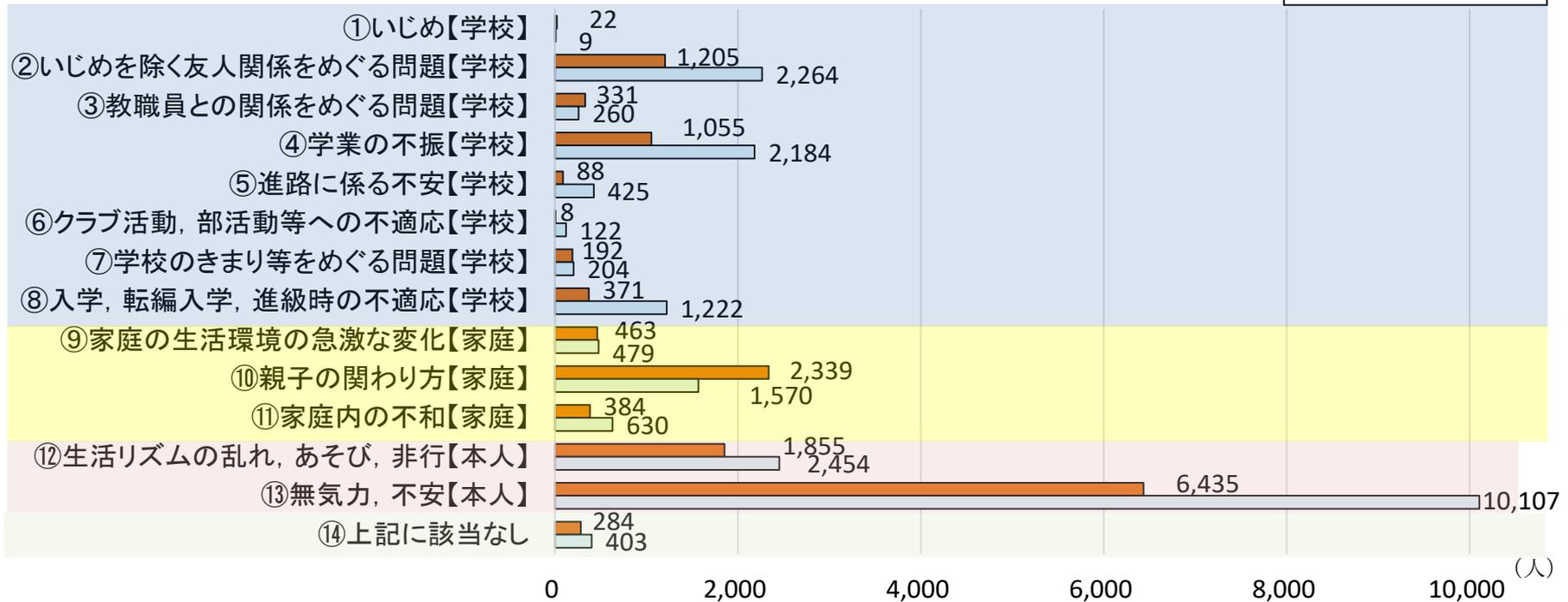
平成30年度までの様式は、本人の状況から主たるものを1つ選択した上で、学校や家庭に係る状況の区分を選択するとしていた。令和元年度の様式からは、学校、家庭、本人に係る状況から主たるものを1つ、主たるもの以外にも当てはまるものがある場合にはその状況を一人につき2つまで選択することに変更された。

令和4年度

### 不登校の要因(「主たるもの」及び「主たるもの以外にも当てはまるもの」の計)

(区分【状況】)

■ 小学校 □ 中学校



※ 不登校の要因については、「区分」の各項目(①~⑭)を選択する。「区分」:【学校に係る状況】(8項目)、【家庭に係る状況】(3項目)、【本人に係る状況】(2項目)、【上記に該当なし】(1項目)  
 ※ 不登校の要因については、「主たるもの」を一人につき必ず1つ選択する。また、「主たるもの以外にも当てはまるもの」がある場合には、一人につき2つまで選択ができる。

### 3 小・中学校における 長期欠席の状況

#### (4) 今後の対応

#### これまでの取組

- ア 不登校について早急に対応する必要がある中学校に対し、組織的な指導体制の確立を図るため、不登校対応のための加配教員を配置
- イ 不登校児童・生徒の学びの場を確保するため、教育支援センターの新規設置や機能強化を図る取組、不登校特例校の設置の取組について区市町村を支援
- ウ 児童・生徒の相談等に対応するため、スクールカウンセラーを全小・中学校に配置
- エ 社会福祉等の専門性や関係機関とのネットワーク等を活用するため、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村を支援

#### 今年度の取組

- ア 不登校児童・生徒の居場所を確保するために、校内に支援員を配置し、一人一人の状況に応じた支援を実施
- イ 仮想空間（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）を活用した居場所・学びの場を区市町村に提供
- ウ 不登校児童・生徒の効果的な対応事例をデータベース化し、都教育委員会のウェブサイトに掲載することで、教職員の対応力を向上
- エ 体験活動のプログラムを構築し、不登校児童・生徒に体験活動の機会を提供して、社会的自立を支援
- オ 不登校対応のための加配教員、不登校特例校、教育支援センター、フリースクールの支援員等が一堂に会した協議会を開催するとともに、フリースクールに通う不登校児童・生徒の支援ニーズ等を把握するための調査研究の結果を踏まえ、公民が連携した支援を推進

# 4 高等学校における 長期欠席・中途退学等の状況

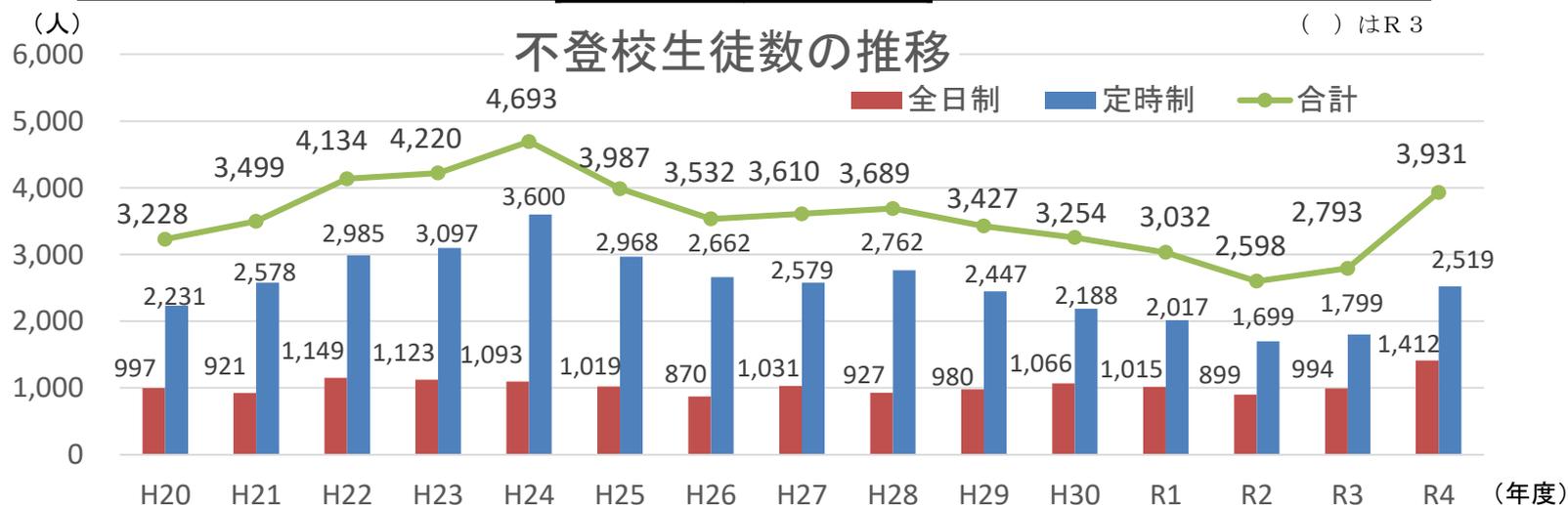
## (1) 長期欠席生徒数

- 都立高校全体の長期欠席者数は、6,593人(12,353人)で、オンライン学習に参加したことによる長期欠席の減少など、前年度と比較すると5,760人の減少であった。
- 都立高校全体の長期欠席者数のうち、不登校生徒数は全日制1,412人、定時制2,519人、合計3,931人であり、令和3年度と比較して全日制・定時制ともに増加している。

### ◇調査について

- 小・中学校における「長期欠席者」に準じ、次のとおりとする。
- (1) 令和4年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）生徒数をそれぞれ理由別に集計したもの。
  - (2) 欠席理由は次によることとする。また、欠席理由が2つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入する。
  - (3) 「その他」には、オンライン学習に参加したことにより、登校しなかった日数が30日以上となる者を含める。

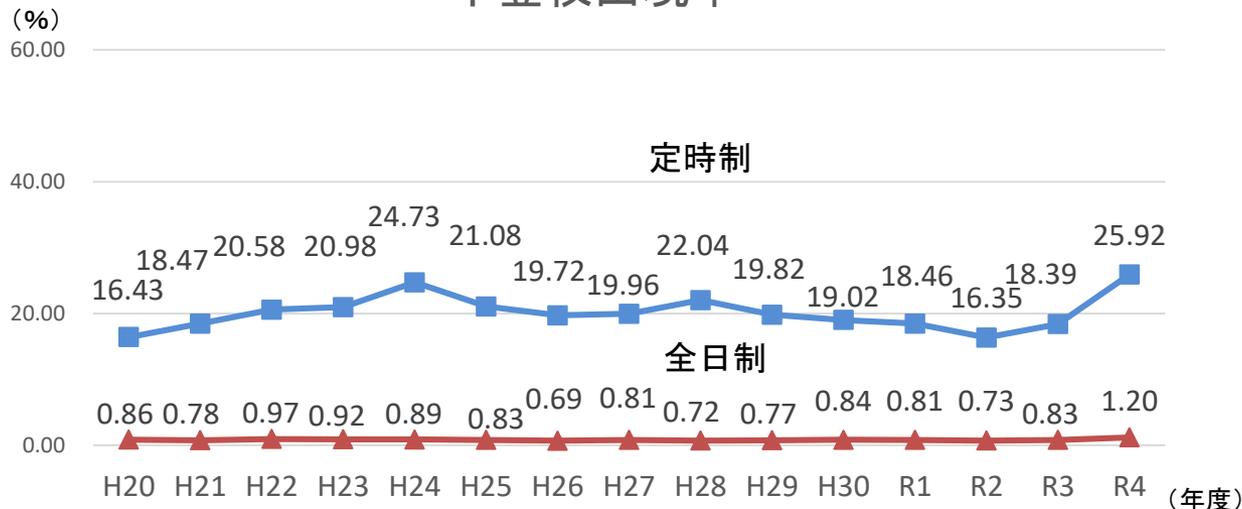
項目 課程	病気	経済的 理由	不登校		新型コロナ 回避	その他	計
				出現率(%)			
全日制	989 (771)	3 (3)	1,412 (994)	1.20 (0.83)	263 (583)	702 (7,147)	3,369 (9,498)
定時制	360 (492)	16 (25)	2,519 (1,799)	25.92 (18.39)	71 (224)	258 (315)	3,224 (2,855)
計	1,349 (1,263)	19 (28)	3,931 (2,793)	2.58 (3.08)	334 (807)	960 (7,462)	6,593 (12,353)



# 4 高等学校における 長期欠席・中途退学等の状況

## (2) 不登校出現率・学校復帰率

### 不登校出現率

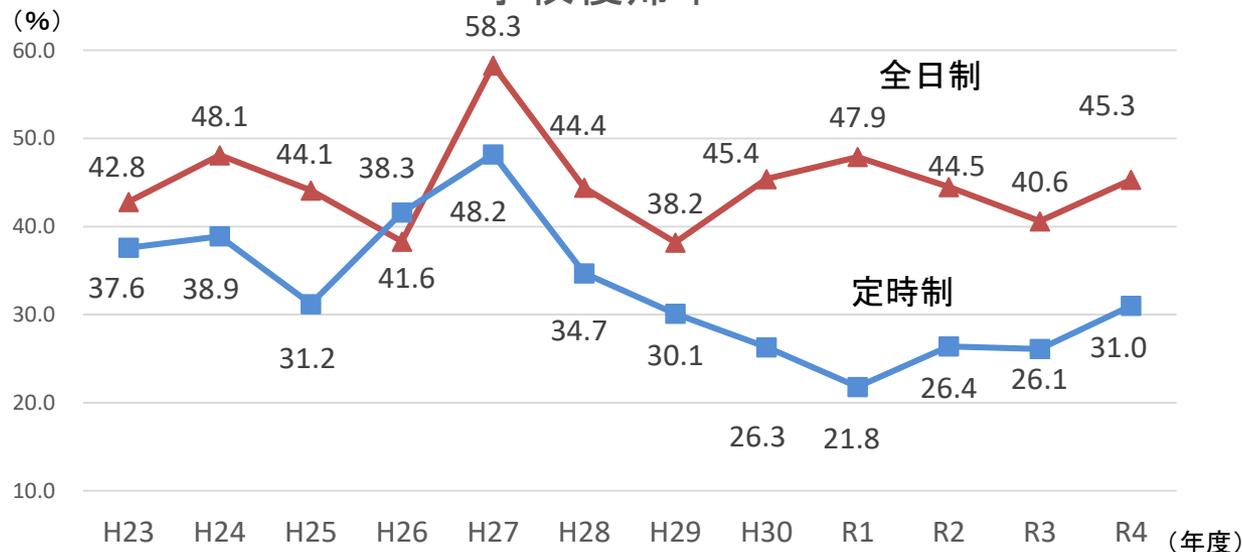


不登校出現率は、全日制1.20%、定時制25.92%であり、その割合は全日制・定時制ともに増加している。

#### 「不登校出現率」

在籍生徒数（学校基本調査による。）に占める不登校生徒数の割合

### 学校復帰率



学校復帰率は、全日制45.3%、定時制31.0%であり、その割合は、令和3年度と比較して、全日制・定時制ともに増加している。

#### 「学校復帰率」

不登校生徒のうち、「指導の結果登校する又は登校できるようになった生徒」の割合

※学校復帰率は、平成23年度から調査

# 4 高等学校における 長期欠席・中途退学等の状況

## (3) 中途退学・原級留置者数

- 都立高校の退学者数は、2,021人(1,462人※通信制は含まない)であった。
- 全日制では、1校当たり平均退学者数6.1人(5.1人)、対生徒比率(退学率)は0.9%(0.8%)であり、前年度と比較すると、退学者数は177人の増加、1校当たり平均退学者数1.0人の増加、対生徒比率(退学率)は0.1ポイント増加であった。
- 定時制では、1校当たり平均退学者数13.2人(10.3人)、対生徒比率(退学率)は7.2%(5.7%)であり、前年度と比較すると、退学者数は142人の増加、1校当たり平均退学者数が2.9人の増加、対生徒比率(退学率)は1.5ポイント増加であった。
- 通信制では、退学者数240人(3校)、対生徒比率(退学率)は15.3%であった。

### ◇調査について

「退学者」とは、令和4年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規程(いわゆる飛び入学)により大学へ進学した者は含まない。また、退学者一人につき複数の理由がある場合には、主たる理由を一つ選択している。

### 高等学校における中途退学者数の状況

項目	中途退学者数(人)	退学率(%)
全日制	1,084(907)	0.9(0.8)
定時制	697(555)	7.2(5.7)
通信制	240(-)	15.3(-)

※令和4年度から通信制課程を公表  
( ) は前年度数値

### 中途退学の主な理由

項目	学校生活・ 学業不適応	進路変更	学業不振
全日制	536(310) 49.4%[34.2%]	281(342) 25.9%[37.7%]	170(169) 15.7%[18.6%]
定時制	318(203) 45.6%[36.6%]	245(241) 35.2%[43.4%]	53(69) 7.6%[12.4%]
通信制	107(-) 44.6%[-]	77(-) 32.1%[-]	21(-) 8.8%[-]

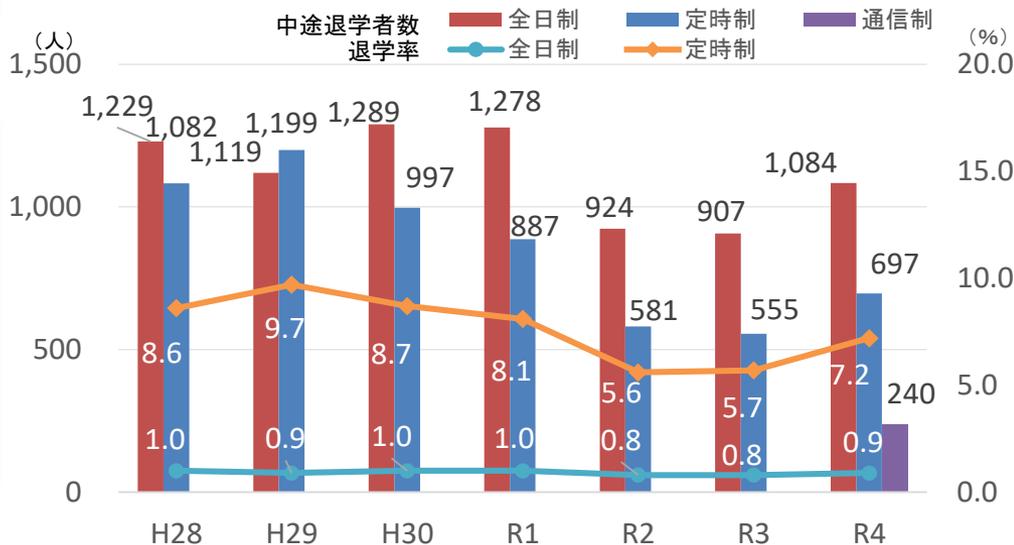
表中の%は中途退学者数に対する割合  
[ ] ( ) は前年度数値

### 高等学校における原級留置者数 [単位制を除く]

項目	原級留置者数(人)	対生徒比率(%)
全日制	254(165)	0.2(0.2)
定時制	56(44)	2.8(1.9)

### 中途退学者数・退学率の推移

( ) は前年度数値



## 4 高等学校における 長期欠席・中途退学等の状況 (4) 今後の対応

### これまでの取組

- ア 昼夜間定時制高校、チャレンジスクール、エンカレッジスクール等を設置し、小・中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒に対し、個に応じた教育課程の編成や指導・支援を充実
- イ 全校（全課程）にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制や教育相談活動の充実を図るとともに、生徒の学校生活への適応や学校復帰への支援を実施
- ウ 都立高校等にユースソーシャルワーカーを含む自立支援チームを派遣し、支援を要する生徒等に対するきめ細やかな相談等を促進
- エ 「都立学校版コンディションレポート」により、ICTを利活用し、学校が支援の必要な生徒を発見するとともに、生徒自身が心身の状況について理解を深め、自らの健康をコントロールし改善できるよう支援
- オ 全ての定時制課程と希望する全日制課程において、グループエンカウンター等の「人間関係づくりプログラム」を実施
- カ 全ての都立高校において、生活指導の強化等の具体的な目標を掲げた「中途退学防止改善計画書」を作成し、中途退学防止に向けた組織的な取組を推進

### 今年度の取組

- ア 不登校や教室の雰囲気になじめない生徒に対して、校内に居場所（別室）を設置し、支援員による学習指導や相談、また、教室における授業の動画配信等により登校を支援